

一般社団法人日本国際照明デザイナーズ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本国際照明デザイナーズ協会（以下「本協会」という。）と称する。
2 英文名は、Japan International Association of Lighting Designers（略称 IALD Japan）とする。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、日本並びに国際社会とのコミュニケーションを促進し、照明デザイナーの地位の向上を図り、光のデザインを通じて、社会と文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 照明デザインの理念・役割・技術の研究と情報発信
- (2) 照明デザイナーの質的向上と育成のための研修・教育・広報事業
- (3) 照明に関係する機関・学会・団体等との連携及び協力
- (4) 海外関係機関・団体等との交流及び協力
- (5) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本協会には、次の(1)から(9)の会員を置く。

- (1) 特別会員 (Fellow member)
- (2) 専門会員 (Professional member)
- (3) 正会員 (Associate member)
- (4) 退職会員 (Retired member)
- (5) 準会員 (Junior Associate member)
- (6) 教職者会員 (Educator member)
- (7) 学生会員 (Student member)
- (8) 提携会員 (Affiliate member)
- (9) 名誉会員 (Honorary member)

2 前項の会員のうち、特別会員、専門会員、正会員、退職会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会手続き)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、入会時において、国際照明デザイナーズ協会 (IALD= International Association of Lighting Designers) の会員資格を有し、日本国籍を有する個人、又は

日本に居住する個人とする。

2 本協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、本協会の定めるところの会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、本協会の定める手続きに従い、任意にいつでも退会することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、会員たる資格を喪失する。

- (1) 本協会を退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 本協会から除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、第13条及び第18条の規定に基づいて当該会員を除名することができる。

- (1) 本協会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき
 - (2) 本協会の名誉を傷つけ、若しくは秩序を乱し、あるいは本協会の目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 会員がその資格を喪失した場合、既に納入した会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。この定款における「総会」もすべて同義であって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次に定める事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度の終了後2箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき

(2) 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求が理事にあったとき

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事が欠けたるとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれにあたる。

(議決権等)

第17条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

2 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、社員は、総会ごとに、代理権を証明する書面を本協会に事前に届け出なければならない。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 社員の現在数、出席者数及び出席者氏名（代理人による代理行使の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び決議事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) その他法令で定められた事項

2 議長及び議長があらかじめ指名した理事2名以上が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員 の設置)

第20条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上25名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、3名を業務執行理事とする。

(役員 の選任及び解任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任し、又は解任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定し、又は解職する。
- 3 理事会は、その決議によって、前項で選定された業務執行理事の中から副代表理事2名、専務理事1名を選定し、又は解職することができる。
- 4 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事の1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事 の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、理事会にて業務の執行に関する決定を行う。

- 2 代表理事は、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、本協会の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、本協会の常務を統括する。
- 5 代表理事、副代表理事及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の職務及び権限)

第23条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
 - (2) 本協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること
 - (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に遅滞なく報告すること
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する。
 - (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること
- 2 監事はいつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の
終結する時までとして、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任し
た後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第25条 役員は無報酬とする。ただし、費用については、理事会の決議を経て別に定める規程により支給
することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 本協会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、法令及びこの定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第28条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から代表理事に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示した書面をもっ
て開催の請求があったとき
- (3) 前号の請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理
事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第23条第1項第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集した
とき

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3
項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事が欠けたるとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他
の理事が理事会を招集する。

3 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段の場合は監事が、理事会を招集する。

4 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、そ
の請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、
開催の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。ただし、この期間を3日
前までに短縮することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事が欠けたるとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれにあたる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) その他法令で定められた事項

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印をしなければならない。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第33条 本協会の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第34条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、5年間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(財産の構成)

第36条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄附金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

2 前項の財産は、本協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときはあらかじめ理事会の決議を要する。

(剰余金の分配の禁止)

第37条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 事務局

(設置等)

第38条 本協会には、本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 職員は、代表理事が任免する。ただし、重要な職員の選任及び解任は、代表理事が理事会の承認を得て行う。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本協会は、法令で定められた事由のほか、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告方法

(公告方法)

第42条 本協会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第43条 この定款で定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(規定のない事項)

第44条 この定款に規定の無い事項は、すべて一般社団法人・財団法人法その他の法令の定めるところによる。

附則

- 1 この定款は、公証人の認証を受けることにより効力を生じる。
- 2 本協会の設立時社員の氏名及び住所は、別紙のとおりとする。
- 3 本協会の設立時理事及び設立時監事の氏名は、次のとおりとする。

設立時理事	石	井	幹	子	
設立時理事	稲	葉		裕	
設立時理事	岩	井	・	弥	
設立時理事	内	原	智	史	
設立時理事	金	田	篤	士	
設立時理事	澤	田	隆	一	
設立時理事	東	海	林	弘	靖
設立時理事	武	石	正	宣	
設立時理事	近	田	玲	子	
設立時理事	戸	恒	浩	人	
設立時理事	内	木	宏	志	
設立時理事	永	島	和	弘	
設立時理事	中	谷	太	郎	
設立時理事	長	町	志	穂	
設立時理事	松	本	・	作	
設立時理事	面	出		薫	
設立時理事	山	下	裕	子	
設立時監事	竹	下	美	紀	
設立時監事	富	田	泰	行	

- 4 本協会の設立時代表理事（設立後の代表理事）の氏名は、次のとおりとする。

設立時代表理事 石 井 幹 子

- 5 本協会の設立後の業務執行理事並びに副代表理事及び専務理事の氏名は、次のとおりとする。

業務執行理事（副代表理事）	面	出	薫		
業務執行理事（副代表理事）	近	田	玲	子	
業務執行理事（専務理事）	東	海	林	弘	靖

- 6 本協会の最初の事業年度の事業計画書及び収支予算書は、第34条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。
- 7 本協会の最初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、本協会の設立の日から2015年8月31日までとする。
- 8 本協会の最初の理事の任期は、第24条第1項の規定にかかわらず、設立後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結する時までとして、再任を妨げない。

以上、一般社団法人日本国際照明デザイナーズ協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印する。

2014年8月1日

一般社団法人日本国際照明デザイナーズ協会

設立時社員 石 井 幹 子

設立時社員 稲 葉 裕

設立時社員 岩 井 ・ 弥

設立時社員 内 原 智 史

設立時社員 金 田 篤 士

設立時社員 澤 田 隆 一

設立時社員 東海林 弘 靖

設立時社員 武 石 正 宣

設立時社員 竹 下 美 紀

設立時社員 近 田 玲 子

設立時社員 戸 恒 浩 人

設立時社員 富 田 泰 行

設立時社員 内 木 宏 志

設立時社員 永 島 和 弘

設立時社員 中 谷 太 郎

設立時社員 長 町 志 穂

設立時社員 松 本 ・ 作

設立時社員 面 出 薫

設立時社員 山 下 裕 子